

# 家事代行業務委託契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）  
は、甲の指定する場所での家事代行業務（以下、「本業務」という。）に関し、次の通り契約を締結する。

## 第1条

1. 甲は、乙に対し、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 前項の委託料は、月額\_\_\_\_\_円也とし、乙は毎月\_\_\_\_日までに甲に対して請求を行い、甲は当該月分を毎月\_\_\_\_日までに支払う。
3. 本契約の有効期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。ただし、契約満了\_\_\_\_か月前までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに\_\_\_\_月間本契約を更新するものとし、以後同様とする。
4. 前項にかかわらず、甲および乙は、相手方が本契約に違反したときは、その相手方に対して何らかの通知催告を要せず直ちに本契約を解除し、かかる損害の賠償を請求することができる。

## 第2条

本業務の範囲及び内容は、甲があらかじめ指示し、それに対して乙が合意した内容に限る

## 第3条

1. 乙は、善良なる注意をもって本業務を行うものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密を第三者に一切漏洩してはならない。

## 第4条

乙は、乙の過失により器物の滅失、破損その他甲に損害を与えたときは、甲に対し賠償の責を負う。ただし、乙の責に帰することのできない事由による場合は、この限りでない。

## 第5条

乙は、甲の指定する場所において、本業務に必要な用水、電力を無償で使用することができる。

## 第6条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印